防衛特許「非公開」運用の衝撃 —— 補償制度の精度・課題・解決策

エグゼクティブサマリー

2024年5月に運用を開始した日本の特許出願非公開制度は、約10カ月間で保全審査90件を実施したが、保全指定は**0件**にとどまっている。経済安全保障推進法に基づく本制度は、安全保障上機微な発明の公開・流出を防止する仕組みだが、中核となる損失補償の算定基準には「市場に出ていない技術の適正価格をどう決めるか」という根本的な難題が存在する。米国・ドイツ・英国の先行事例を精査しても、非公開指定そのものによる損失補償が認められた判例は確認されておらず、世界的に前例のない制度設計が求められている。[1][2]

制度の概要と運用実態

制度設計の骨格

経済安全保障推進法第5章に規定される特許出願非公開制度は、二段階の審査で運用される。特許庁による第一次審査（スクリーニング）で、国際特許分類に基づく25の特定技術分野に該当する出願が選別され、内閣府による保全審査（第二次審査）で保全指定の要否が判断される。対象技術分野には、次世代半導体製造装置、量子コンピュータ、極超音速技術、AI自動自律制御などが含まれる。[3][4][1]

保全指定を受けた場合の主な制約は、①出願取り下げの禁止、②発明実施の許可制、③発明内容の開示禁止、④外国出願の禁止、⑤情報の適正管理義務である。[5]

運用開始後の実績

2024年5月1日から2025年3月31日までの約10カ月間の実績は以下の通りである。[6][2]

指標	件数
第一次スクリーニング対象	約4,000〜5,000件（推定）

保全審査件数	90件
保全指定件数	**0件**
外国出願事前確認の求め	1,305件

保全審査90件に対し、保全指定が0件という結果は、制度が極めて慎重に運用されていることを示す。有識者会議の提言（2026年1月30日）では「保全審査の着実な実施により、制度目標を達成している」と評価されているが、保全指定0件は「制度が本当に機能しているのか」という疑問も提起し得る。[6]

損失補償制度の精度と課題

補償の法的枠組み

法律上、補償の範囲は「通常生ずべき損失」と規定され、相当因果関係がある損失を意味する。補償の対象となり得る損失としては、以下が想定されている。[7]

- 実施が不許可とされて保全対象発明を実施できなかったことにより回収できなかった**開発・設備投資費用**
- 通常得られるはずであったのに得られなかった**利益（逸失利益）**
- 特許権に基づく**実施許諾料（ライセンス料）相当額**[7]

しかし、損失補償に関するQ&Aは概要レベルにとどまり、具体的な算定方法・算定基準・計算式などの詳細なガイドラインは公表されていない。[4]

課題1：未市場投入技術の価値算定の困難

最大の課題は、「まだ市場に出ていない先端技術に、いくらの価値をつけるのか」という問題である。通常の特許侵害訴訟では、既に市場に出ている製品の売上データやライセンス料率の実績を参照して損害額を算定する。しかし、保全指定される技術は、まさにその市場投入が禁じられるため、参照すべき実績データが存在しない。[1]

PwCコンサルティングが内閣府委託で実施した調査（2024年3月）でも、米国判例において「市場に出ていない製品の予測/推測でない売上や、営業ができなかったこととの明確な因果関係等の証明は現実的に困難」と指摘されている。[8]

課題2：因果関係の立証責任

米国の判例法理では、損害と秘密保持命令との因果関係の立証責任は申請者側にある。米国で提起された全ての補償訴訟で、裁判所は以下の理由により請求を棄却している。[8]

判例	棄却理由

Constant v. U.S.	「実際の損害」を証明できず。外国特許出願の単なる遅延は損害を構成しない
Linic v. U.S.	秘密保持命令がなければ技術を販売・マーケティングしていたとの「推論」は損害証明に不十分
Weiss v. U.S.	実際の顧客・潜在的顧客を示す証拠がない。プレスリリース等は価値の「希望」を確認したに過ぎない

日本の制度においても、「実際に損失を受けたこと」が補償の前提条件であり、保全指定を受けた瞬間に損失が自動的に認定されるわけではない。市場に出ていない段階の技術について「得られるはずだった利益」を客観的に証明することは極めて困難である。[7]

課題3：諸外国における補償不在の現実

PwC報告書の国際比較調査により、米・独・英いずれにおいても**非公開指定自体による損失補償が認められた事例は確認されていない**。[8]

国	年間指定件数	補償実施	出願者内訳
米国	45〜125件（FY2019-23）	秘密保持命令による損失補償の認容例なし	92%が軍関係
ドイツ	0〜4件程度	補償実施の公表資料なし	約半数が防衛産業
英国	40〜66件	補償実施の公表資料なし	約98%が防衛産業

各国共通の特徴として、指定対象の大部分が**政府調達を前提とした防衛産業企業**であり、民間のデュアルユース技術に対する補償の前例が皆無に等しい。日本の制度は民生用技術・デュアルユース技術の指定も想定しているため、海外事例がそのまま参考にならないという構造的課題がある。[8]

課題4：会計・税務・資金調達への影響

非公開指定された特許は、他社への売却や公開が制限され、無形固定資産としての流動性が極めて低下する。これに伴い以下の問題が発生する。[1]

- **会計処理の不確実性**：監査法人の間でも、非公開特許を無形固定資産としてどう評価し、減価償却すべきか議論が続いている[1]

- **スタートアップへの深刻な影響**：コア技術が保全指定された場合、投資家へのアピール材料を失い、資金調達が困難になる。国の補償金がベンチャーキャピタルが期待する「将来の爆発的利益」をカバーできるかは不透明[9][1]
- **企業の出願回避リスク**：補償の不透明さが企業の出願意欲を削ぎ、技術を「ノウハウ」として秘匿する選択を促す可能性がある[1]

課題5：保全指定0件が示す制度的ジレンマ

保全審査90件に対して保全指定0件は、以下の解釈を許容する。

1. **安全保障上真に機微な発明がなかった**（楽観的解釈）
2. **経済活動やイノベーションへの影響を重視し、慎重に運用している**（制度設計通り）
3. **補償制度の未整備が指定のハードルを上げている**（制度的ジレンマ）

特に3の観点は重要である。補償基準が明確でない状態で保全指定を行えば、企業との長期的な交渉リスクや訴訟リスクが政府側に生じる。結果として、本来指定すべき発明が指定されない可能性がある。

解決策の提案

提案1：段階的・定型的な補償算定フレームワークの構築

補償算定を「定型的算定」と「個別的算定」の二段階に分離することを提案する。

定型的算定（第一段階）

- **開発投資コスト補填**：保全指定時点までに投下した研究開発費・設備投資費の一定割合（例：80〜100%）を基準額として即時補償
- **情報保全対策費**：適正管理措置の実施に要する追加費用の実費補償
- **出願維持費用**：保全指定期間中の特許維持・管理費用の補填

個別的算定（第二段階）

- **ライセンス料相当額の推計**：当該技術分野の業界平均ライセンス料率（例：電気・電子分野の中央値約3%）を基礎に、技術の新規性・代替困難性等の係数を乗じて算出
- **逸失利益の算定**：DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）やリリーフ・フロム・ロイヤルティ法を採用し、技術が市場に投入された場合の将来収益を推計

- **第三者評価機関の活用**：知財評価の専門機関による独立した技術価値評価を義務付け

ドイツの制度では、「発明のための支出の額」や「発明に係る他の実施から取得した利益」を考慮する旨が条文上明記されており、日本もこの枠組みを参考に定量的基準を法令レベルで明確化すべきである。[8]

提案2：スタートアップ向け特別措置の導入

スタートアップ企業への影響を軽減するため、以下の特別措置を設けるべきである。

- **迅速補償制度**：保全指定から30日以内に暫定的な補償金を支払い、その後の精査で精算する仕組み
- **VC向け証明書制度**：保全指定を受けた事実を投資家に証明する公的文書（技術の価値を間接的に証明）を発行[1]
- **代替技術開発支援**：保全指定された技術に代わる民生用技術の開発に対する研究助成金の交付
- **税務上の優遇措置**：保全指定期間中の特許関連費用の特別損金算入を認め、税負担を軽減

提案3：会計基準の整備

日本公認会計士協会（JICPA）や企業会計基準委員会（ASBJ）と連携し、以下の会計処理ガイドラインを策定する必要がある。

- 保全指定期間中の特許の資産評価方法（流動性ディスカウントの適用範囲）
- 補償金の受領見込みに基づく資産評価の調整方法
- 保全指定解除後の再評価ルール
- IFRS適用企業における無形資産の減損テスト基準

提案4：独立した紛争解決メカニズムの設置

補償額を巡る国と企業の交渉が長期化するリスクに対処するため、以下を提案する。

- **専門仲裁機関の設置**：知財評価と安全保障の双方に精通した専門家で構成する仲裁パネル
- **迅速審査手続き**：仲裁申立てから6カ月以内に裁定を下す迅速手続き
- **補償額のレンジガイダンス**：技術分野・企業規模別に補償額の目安を事前に公表し、交渉の予見可能性を高める

提案5：制度運用の透明性向上

有識者会議提言（2026年1月30日）では制度運用について簡潔な記述にとどまっている。以下の情報開示を推進すべきである。[6]

- **年次報告書の充実**：保全審査の件数のみならず、技術分野別の内訳、審査期間の分布、補償金の支払い実績等を公表
- **匿名化事例集の作成**：補償算定の具体的な考え方を示す匿名事例を公表し、企業の予見可能性を向上
- **企業向け相談窓口の強化**：保全指定前の段階から、補償の見通しについて企業が相談できる窓口を整備

国際比較から得られる教訓

米・独・英の共通的な構造問題は、「秘密保持命令の対象が圧倒的に防衛産業に偏っている」ことである。防衛産業は政府が主要顧客であるため、補償問題が顕在化しにくい。一方、日本の制度は民生用デュアルユース技術を広く対象としており、補償問題が従来の各国制度と比較にならないほど複雑化する可能性がある。[8]

米国の批判として「実質的に補償がなされない秘密保持命令は、イノベーションを阻害する」との指摘がある。日本がこの轍を踏まないためには、補償基準の明確化と予見可能性の確保が不可欠である。[8]

結論

特許出願非公開制度は、技術流出防止という安全保障と、技術革新という経済成長の両立を図る極めて野心的な制度である。しかし、補償算定の具体的基準が未整備のまま運用が進行しており、保全指定0件という実態は、制度の実効性に疑問を投げかけている。

最優先で取り組むべきは、**定型的な補償算定フレームワークの法令レベルでの明確化**である。これにより、企業の出願意欲を維持しつつ、政府も保全指定の判断を下しやすくなる。補償基準の不透明さが保全指定のボトルネックとなっている可能性がある以上、制度の「盾」としての機能を発揮させるには、「補償」という「矛」の整備が急務である。

References

1. 機微技術の流出防止（特許の非公開）について – 2022年に成立した経済安全保障推進法に企業がどのように対応すべきかを解説する連載コラム。第3回は、2024年春頃に制度運用開始予定の「機微技術の流出防止（特許の非公開）」について、企業活動への影響や...
2. 知的財産と経済安全保障 – 同制度は、2024年5月1日から施行されており、内閣府が本年7月に公表にした実施状況（令和6年5月1日～令和7年3月31日）によれば、保全審査を受けた件数は90件 ...

3. 特許出願非公開制度の概要－2024年5月1日運用開始 - 2022年5月11日に成立した経済安全保障推進法に基づいて、特許庁は、2024年5月1日から特許出願非公開制度（以下、「本制度」）の運用を開始します。本制度は、...

4. 特許出願非公開制度の開始に向けて（2024年4月11日 No.3633）｜週刊 ... - 政府は、2024年5月の特許出願非公開制度の施行に向けて法令を整備するとともに、同制度や損失補償に関するQ&A、適正管理措置ガイドラインを公表するなど、 ...

5. ［PDF］経済安全保障推進法の 特許出願の非公開に関する制度のQ&A （第 ...

6. ［PDF］経済安全保障の更なる推進に向けた 提言 - 内閣官房 - 2024 年5月の制度運用開始後、. 政府は、国際特許分類に従って 25 の特定技術分野を対象とし、内閣総理大臣に. よる 90 件の保全審査20を行ってきた。

7. ［PDF］特許出願の非公開制度に関する内閣府令（案）と適正管理措置 ... - 補償の範囲については、「通常生ずべき損失を補償する」と規定されて ... 補償の対象となり得る損失としては、例えば、実施が不許可とされて保全 ...

8. 特許出願の非公開化時代の到来と新たな研究開発戦略 ｜ 情報未来No.69 - 「情報未来」No.69「特許出願の非公開化時代の到来と新たな研究開発戦略」。NTTデータ経営研究所が編集・発行している「情報未来」をお届けします。

9. ［PDF］高市早苗政権の政策展開と企業知財戦略への影響 - 系企業の現地特許取得を後押ししています。一方【守り】としては、前述のように国内法整備による. 技術漏洩防止です。特許非公開制度で抑止しきれない ...